

第 76 回東京ビルメンテナンス政治連盟理事会議事抄録

開催の日時 平成 26 年 7 月 1 日（火）午後 4 時 30 分～午後 5 時 42 分

開催場所 ビルメンテナンス会館 4 階会議室

議事：

審議事項

第 1 号議案 平成 27 年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望について

当政連として都議会 3 会派（自民、公明、民主）に対して行っている、来年度に向けた要望の内容について審議した。

今年 6 月、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正があり、完成後の維持・修繕まで新たに対象となったことから、今回の要望には、公共建築物の維持管理業務においても、「安かろう悪かろう」の入札から脱却し、適正価格で品質を確保し、建築物の長寿命化、公正な競争の確保を目指すという文言を前文に記載し要望書案を作成した。

具体的な要望項目を次の 5 つに絞っている。

- ① 改正品確法に基づく建物維持管理等に関する事で、東京都ではどのような対応をされるのか。
- ② 従来から前面に押し出している総合評価制度及び複数年契約制度の拡充に関して、総合評価の配点は、技術点を重視、価格点の割合を低くし、環境配慮、障害者雇用率、協会加盟を加点要素としていただきたい。
- ③ 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査に関しては、業者の指名段階あるいは落札後に納税証明書や労働社会保険の適用状況の資料を確認し、コンプライアンス違反がある企業に対しては、指導を行っていただきたい。
- ④ 十分な予算措置及び適正な予定価格の設定。
- ⑤ 障害者雇用の促進に関しては、平成 26 年度からは産業労働局の出先機関を活用した障害者の労働支援事業がスタートしたことに伴い、同事業の継続と同事業の総括に基づき、恒久的な仕組み作りの検討をお願いする。

以上の内容について質疑に入り、障害者雇用率を前面に出すことは、現状において未だマイナス要因になるのではとの質問に対し、既に大型案件等にも障害者雇用をしっかりと謳っており、総合評価方式を取っている案件に関しては入っているのが通例であることなどから、これは了承された。

適正価格の捉え方、また会員、各種団体等との連携の方法等、解決に向けた手段についての意見も出された。

この度は、「品質重視で維持管理もやりなさい」という法律が決まり、指針も出るわけであり、指針は地方公共団体も国の機関も守らなくてははいけない。そういう戦略になるのではとの意見も出され、議場は全会一致で承認された。

以上をもとに、9 月に各会派とのヒアリング等、発展的な内容を経てしっかり要望してい

くことが確認された。

報告事項

(1) 平成 26 年度国の予算・制度等に関する要望の回答について

昨年 10 月、自民党東京都連の要望聴取会で行った回答が届いた。中川雅治参議院議員のコメントも付記されている。概略下記のとおり。(ホームページの「活動報告」「個別活動」に掲載中 http://www.tbseiren.com/pdf/140417_kuni-kaitou.pdf)

○「適正な予定価格を作ってほしい」： 中川先生より、品確法ができたので、この運用指針を反映するよう、今後努めていきたいと。

○「市場化テストは、総合評価と言いながら第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみでやっている。」： 内閣府の回答は、官公庁入札管理委員会の下の小委員会で十分調査してやっている、余り答えになっていない。

○「競り下げ入札」： 「試行を実施してきた結果、競り下げの実施により価格が下落する場合もあれば上昇する場合もあり、今後、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断する。競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」。中川先生は、品確法が成立したので、この辺の影響も大きくなっていく。しっかりフォローしていきたいと。

○「社会保険適用の拡大」： 平成 28 年 10 月に 501 人以上の企業に適用を拡大し、さらに適用範囲を拡大していくことについては、今後、施行後 3 年以内の検討規定に基づき、状況等考慮して検討していくと。中川先生は拡大しないように反対している。

○「最低賃金の引き上げの時期」： 中川先生のコメントは、「最賃引き上げに伴い、契約金額の見直しを遡って実施するか、適用時期を半年ずらすか、いずれかの方策を取るべきだとのお考えは極めて当然のこと。この問題は毎年指摘されていますが、厚生労働省は適用時期を遅らせることは不適切であると強い態度をとっておりますので、それならば、厚生労働省よりもっと強く契約金額を遡って見直すよう各省庁に要請すべきであり、このことを私から厚生労働省に本年も改めて申し入れました」と。

○「障害者支援策」： 2.0%雇用率が厳しくなっており、それに対する中小企業の支援を実施してほしいということについて、国も、中川先生も、そういった方向でと回答。

○「プール監視業務の警備業法上の取り扱い」： 自治体等の発注者側に対し、文書発出や会議等での説明を行うなどした警備業務の実施の適正を図る必要性については、通知を警察庁から各県警に出している、そういった周知は図られていると。

(2) 4～6月の動きと今後の予定

杉並区長選挙に向け、推薦状をお送りしたこと(当選した)、議員来館、議員等の懇親会、フォーラムの日時等の報告がなされた。

その他

現状に置かれている我々の業界は、——この問題は、建築業界等でもあるが、労働力の不足は、賃金の高騰から、早朝労働、深夜労働にまで波及してきている。また国と折衝等も行っている。

少子高齢化もあり、今後、外人雇用の問題等さらに検討することが、我々の業界にも必然的に余儀なくされることも。早期に、真剣に対処する必要があり、またオーナーさんにも、役所に対しても、そこまで認めてもらわなくてはいけないということ、また高齢者労働を受け入れていただく等の要望を検討する必要があるのではないか、今後の案件として検討していただきたい。

以上の意見が出され、理事会は閉会した。

(了)